

大田区地域地区図

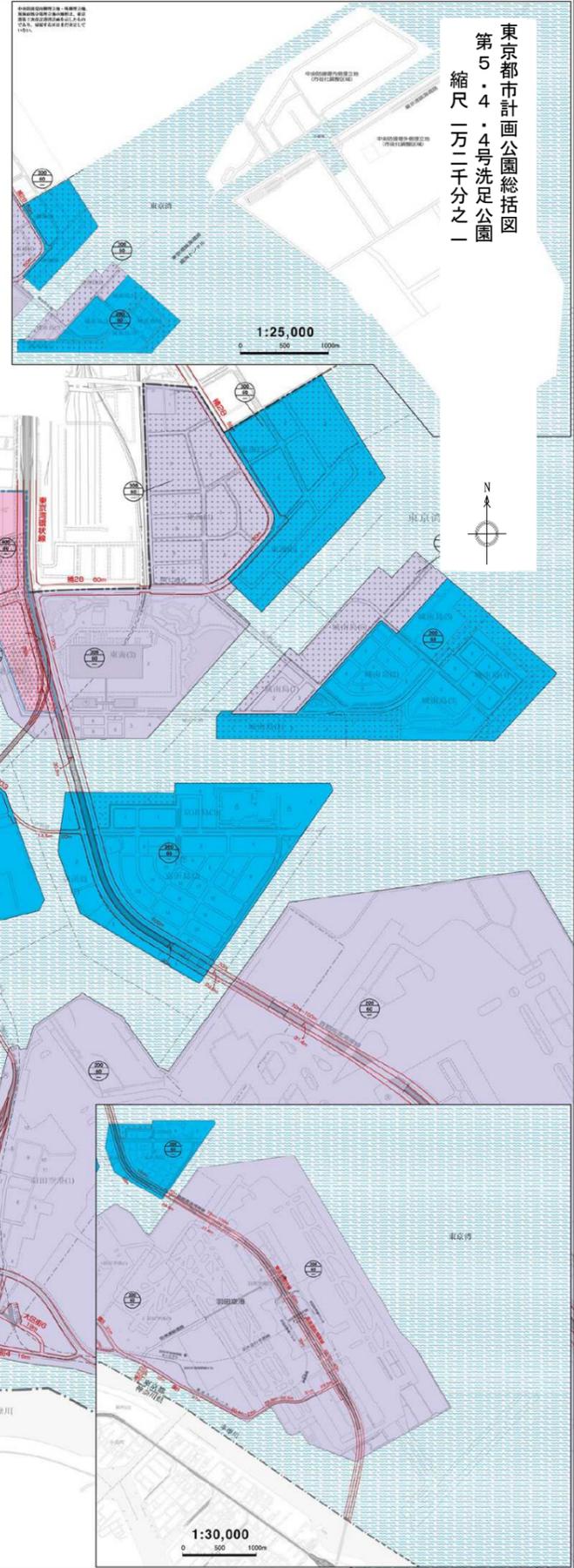
平成30年3月作成

市街化区域・市街化調整区域、
用途地域、特別工業地区、
文教地区、特別業務地区、
高度地区、防火地域、消防火地域、
風致地区、駐車場整備地区、
臨港地区、流通業務地区、
生産緑地地区、特別緑地保全地区、
高度利用地区

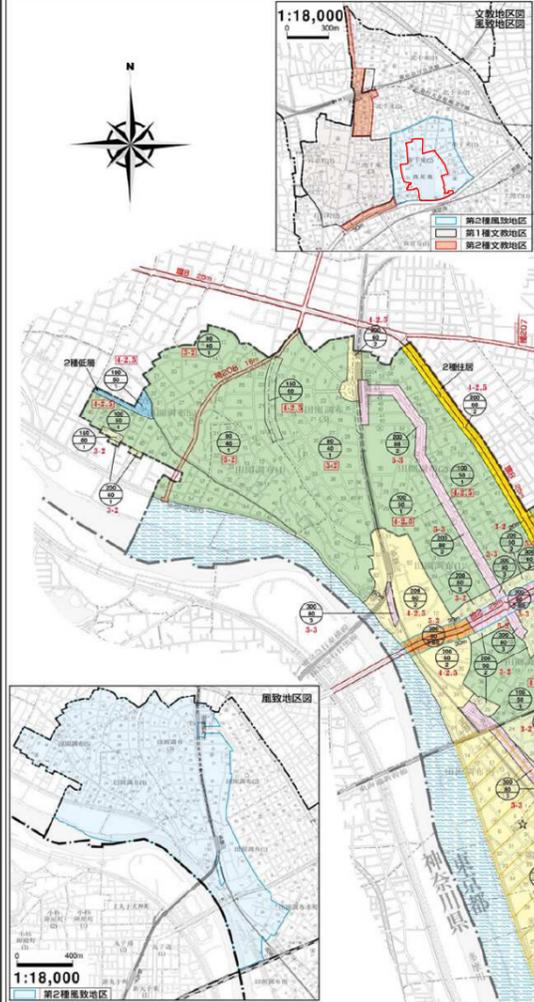
昭和48年11月20日
昭和56年4月10日
平成元年10月11日
平成8年5月31日
平成16年6月24日施行
平成17年3月11日一部変更
平成17年6月16日一部変更
平成17年7月19日一部変更
平成17年12月2日一部変更
平成20年3月7日一部変更
平成21年4月30日一部変更
平成23年7月11日一部変更
平成23年7月12日一部変更
平成26年6月30日施行
平成30年3月9日一部変更

①東京山手地区を都市計画事業の進捗に伴い整備を促すため用途地域等の変更をしました。
②大田区東部1号地区の一部を都市計画事業の進捗に伴い、沿道の整備を促すため用途地域等の変更をしました。
③蒲田三丁目の一部を緊急本線立体化事業や共同化事業に伴って不燃化を図るため用途地域等の変更をしました。
④京浜東北線沿線を京浜立体化事業による地形地物の変更に伴い、用途地域等の変更をしました。

平和緑地等立寄地をL型公園区域(平和の森公園及びあまの浜公園各管内)を市街化区域に編入し、用途地域等を定めしました。
大森南七丁目地区地区計画が都市計画で決定したことにより、地区計画区域内の用途地域等を変更しました。
下谷一丁目地区の生産緑地地区を廃止しました。
あまの浜の沿辺公園地先を特別緑地保全地区に指定しました。
森田町三丁目の一部を高度利用地区に指定しました。
森田町三丁目の一部を高度利用地区に指定しました。
南風見六丁目地区及びひがしが第二丁目内の生産緑地地区を廃止しました。
南風見二丁目地区に特別緑地保全地区を指定しました。
東京都建設安全条例第7条の3に定める新たな防火規制を導入しました。
中風見三丁目地区及び西風見一丁目地区内の生産緑地地区を廃止しました。



東京都計画公園総括図
第5・4・4号洗足公園
縮尺 一万二千分之一



凡 例	
用途地域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	特別工業地区
	工業地域
	工業専用地域
高度地区	容積率(%) 建ぺい率(%) 高度地区
	第1種高度地区
	第2種高度地区
	第3種高度地区
	最低限高度地区(7m)
防火防犯	防火地域
	準防火地域
	新たな防火規制区域
特別業務	特別業務地区
臨港地区	東京臨港地区
緑地地区	大森あさひの浜辺特別緑地保全地区
	南馬込二丁目特別緑地保全地区
流通業務	南部流通業務地区
生産緑地	生産緑地地区
高度利用	高度利用地区
	市街化調整区域
	東京都計画道路

日影規制時間
3.2 14.25 (第1種・第2種住居専用地域内)は測定面の高さ1.5m、他は4.0m

1. 本図に示す地域地区等の境界は、その概略を示すものです。詳細については、東京都都市整備局又は大田区まちづくり推進部都市計画課にそれぞれお問い合わせください。
2. 東京都都市計画道路は正確な測線を以て示し、その幅員は、各担当部署にお問い合わせ下さい。
3. 地域地区の指定が路線式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路がある場合は計画道路)境界から50mです。
4. 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの制限は、10mです。



1:12,000

1:30,000